

名義貸しを求める詐欺 (第十四弾)

突然、「あなたの名義を貸してほしい」と電話がかかってきたらどうしますか。このような詐欺の手口がありますので今回はこの手口についてご紹介します。

まずは、実際の手口について、犯人と被害者の具体的なやり取りを説明します。



私は●●証券の者です。
△△債権の買い取り権利があなたにあります。
私どもがこの権利を買い取りたいのですが、あなただけにしか
買い取る権利がないので、あなたの名義を貸してください。
ただ名前を借りるだけなので迷惑はかけません。



なんのことか分かりませんが、私は何もしなくてもいいんです
ね、それなら好きにしてください。

数日後



私は弁護士の〇〇といます。
●●証券が、あなたの依頼で、△△債権を買い取ったと聞きま
したが間違いありませんか。



私が依頼したわけではありませんが、私の名前で権利を買い取
る話は聞いています。



つまり、名義を貸したということですね。
名義貸しは違法行為です、警察に逮捕されますよ。



えっ、そんな、名前を貸しただけですよ。
逮捕だなんて嘘でしょう、どうにかなりませんか。



裁判所に示談金を支払えば逮捕を免れることができます。
その手続きは、弁護士である私が行いますので、これから指定
する場所に現金を送ってください。

このようなやり取りで不安をあおり、現金を指定口座に振り込ませたり、
郵送させたりする手口です。(裏面に続きます。)

この詐欺の特徴は

- 公務員や証券会社、NPO法人などを名乗る者からの電話があり、株式や債券の購入、養護老人施設等への優先入居権利、〇〇に寄付をするためなどの名目で**名義を貸してほしい**と求められる。
- 「貴方の名義で株式を購入させていただきました。」などと最初から言ってくる場合もある。
- 株式や養護老人施設などのパンフレットを事前に送り付けることがある。
- 「名義を貸したことは誰にも言うな」などと念押ししてくることがある。
- 弁護士や行政書士などを名乗る相手からの電話で「**名義貸しは違法**」「**裁判になる**」「**逮捕される**」「**示談金が必要**」などの言動があり、現金の振り込みや郵送を求められる。

詐欺の被害にあわないために



- △ ナンバーディスプレイ付きの電話であれば、知らない電話番号からの電話には出ない。
- △ 留守番電話機能を常時設定し、残されたメッセージで相手方を確認する。
- △ 「誰にも相談するな」と言われたり、ハガキなどに記載されている場合ほど必ず家族や警察などに相談する。
- △ 「いいです」「結構です」「大丈夫です」等のあいまいな返事は、「やってもいいです。」「やってもらって結構です」「やっても大丈夫です」というように肯定の意味にもとれることから、「お断りします」「いいえ駄目です」など誤解が生じない（詐欺グループは故意に逆の意味に解釈するため）返事を心掛ける。



△ 被害防止の基本は、電話に出ない、相手をしない、誰かに相談することです。

電話に出なくても相手方が分かる方法の工夫、相手が知らない人ならすぐ電話を切る習慣、遠慮なく誰かに相談できる人間関係の構築など被害防止に心がけましょう。

みなさんの大切な財産を守るためにも

- ① 身に覚えのない話は信じない！
- ② 絶対に相手方に電話をしない！
- ③ まずは相談！

相談先は、家族、消費者センター等の関係機関、警察、どこでも構いません！
急かされても、一歩立ち止まって考えることが大切です。

智頭警察署 0858-75-0110
警察総合相談電話 # 9110